ID:　110
担当部署:　民生部 国保年金課

処分の概要	出産育児一時金の支給
例規名 根拠条項	十和田市国民健康保険条例　第5条第1項
例規番号	平成17年条例第134号

【基準】

第5条の規定による。

(出産育児一時金)

第5条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

標準処理期間	60日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID:　111
担当部署:　民生部 国保年金課

処分の概要	葬祭費の支給
例規名 根拠条項	十和田市国民健康保険条例　第6条第1項
例規番号	平成17年条例第134号

【基準】

第6条の規定による。

（葬祭費）

第6条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

2　前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年　月　日